



3・4月 (15日~3日) のカレンダー

期日	にかほ市の行事予定表
15 土	秋田県立大学実験教室 (13:30~ 科学館)
16 日	象潟体育館無料開放日 (9:00~17:00)
17 月	貯蓄体操 (13:30~ 金浦保健センター)
18 火	コーヒーサロン (10:00~11:30 象潟構造改善センター)
19 水	コーヒーサロン (10:00~11:30 仁賀保勤労青少年ホーム) 仁賀保地区成人健康相談 (13:00~ 15:00 スマイル)
20 木	おもちゃライブラリー (10:00~ 科学館) 金浦地域行政相談 (14:00~16:00 元気百歳館) BS りらくすヨガ教室 (19:30~20:30 象潟公民館)
21 金	春分の日 実験教室 (①10:00②13:30~ 科学館) BS 郷土史探訪ウォーキング (13:00~ 栗山池一金峯神社)
22 土	仁賀保体育館無料開放日 (9:00~16:00) BS キッズスポーツスクール (9:30~11:30 象潟体育館) 米村でんじろう実験教室 (①10:00②13:30~ スマイル) ふれあい献血 (①10:00~11:30②13:00~15:30 ビフレにかほ店)
23 日	
24 月	仁賀保地区母子健康相談日 (13:00~ 15:00 スマイル) 貯蓄体操 (13:30~ 金浦保健センター) BS リフレッシュヨガ教室 (19:00~20:30 仁賀保公民館)
25 火	コーヒーサロン (10:00~11:30 エニワン)
26 水	仁賀保地域行政相談 (9:30~11:30 スマイル) はじめてのヨガ① (10:00~11:15 金浦公民館)
27 木	
28 金	
29 土	実験教室 (①10:00②13:30~ 科学館)
30 日	第17回象潟卓球合同練習会 (~31日 象潟体育館)
31 月	
1 火	コーヒーサロン (10:00~11:30 象潟構造改善センター)
2 水	コーヒーサロン (10:00~11:30 仁賀保勤労青少年ホーム)
3 木	



戸籍の窓口

2月16日~2月28日届け出分
(届出の際に掲載の可否をお伺いし、
了承いただいた方を掲載しています)

誕生

結婚

おくやみ

人口・世帯の動き

()内は前月比 2月28日現在

世帯数	9,499戸	(+ 4)
人口	26,912人	(-29)
男	12,799人	(-12)
女	14,113人	(-17)

国民年金



HAPPY INFORMATION

国民年金制度が改正されます
平成26年4月

①国民年金保険料免除期間中の保険料納付の取扱の改善

◆申請免除等の受付日時点で既に納付された保険料及び前納保険料は還付されませんが、申請免除等の受付日の属する月以降の期間の前納保険料は還付されます。

◆障害基礎年金などを支給している方は、国民年金保険料の納付が免除(法定免除といいますが)となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときには保険料の後払い(追納制度)をご利用いただいていたものが、法定免除の期間であっても、申し出により保険料を通常納付できるようになります。

②国民年金保険料免除申請の遡及期間の拡大

申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになります。

③付加保険料の納付期間の延長

付加保険料の納付を申し出た方が、納期限日までに納付しな

かった場合、辞退したものとみなされましたが、過去2年分まで納付できるようになります。

④遺族基金年金の支給要件の男女差の解消

国民年金に加入していた配偶者が亡くなった場合、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていますが、子のある夫にも支給されます。(子18歳の年度末まで)

⑤未支給請求者の範囲拡大

請求者の範囲が「配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹」から3親等まで拡大されます。

⑥老齢年金繰下げ請求の支給開始の改善

70歳以上の方が繰下げ請求をした場合、請求した月の翌月から支給となりますが、改正後は70歳までさかのぼって支給されます(最大5年)。現在繰下げをしている場合、法改正日より前にはさかのぼれません。

⑦任意加入被保険者期間中の保険料未納期間を合算対象期間への算入

昭和61年3月以前のサラリー

マンの妻や、昭和61年4月以後の海外在住者の任意加入期間のうち保険料未納期間が合算対象期間として算入されます。ただし、障害年金を受給する際の納付要件としては認められません。

⑧障害年金の額改定請求の待機期間を一部緩和

障害等級の上下により額改定請求をした場合は、審査日から1年以内は再請求をできませんが、障害の程度が明らかに増進した場合は1年以内でも再請求ができます。

⑨所在不明の年金受給者の届出制度の創設

所在不明になった年金受給権者の世帯員に対して所在不明の届出が義務化されます。不明者の確認が取れない場合は、年金が一時差し止めになります。

問合せ先

▽本荘年金事務所	☎ 24・1114
▽市民課国保年金班	☎ 32・3032
▽金浦市民SC	☎ 38・4300
▽象潟市民SC	☎ 43・7500